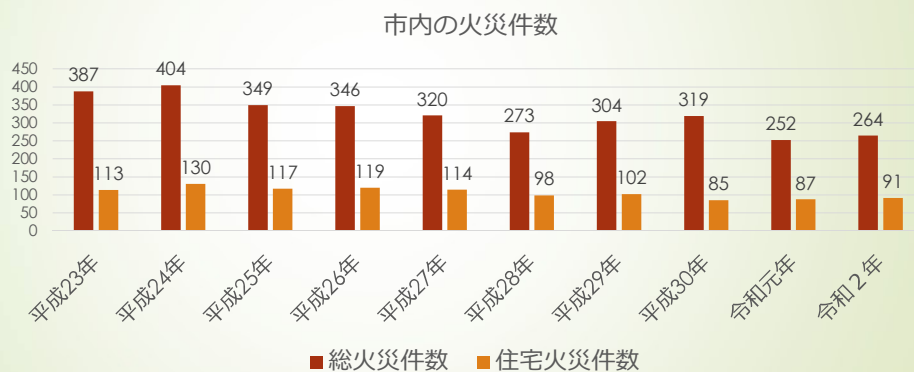


介護支援専門員の皆様へ のお願い

さいたま市消防局 予防課

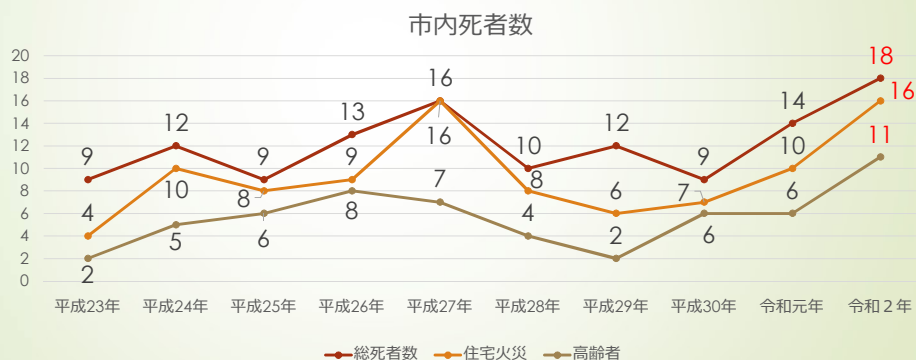
1 市内の火災の発生状況

総火災件数及び住宅火災件数は、減少傾向にあります。



2 火災による死者について

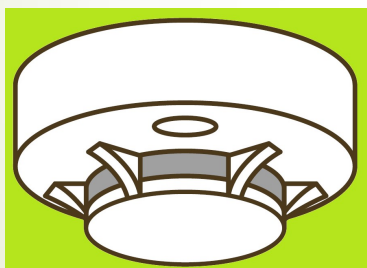
近年、火災による死者の発生率（死者数／火災件数）は増加傾向にあり、令和2年の火災による死者数は、18人と本市発足後最多となりました。また、65歳以上の高齢者の割合が高くなってきており、今後さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は増加していくことが予想されます。



3 主な住宅防火対策

消防法及び火災予防条例の改正により、すべての住宅に「**住宅用火災警報器**」の設置が必要となりました。新築住宅は平成18年6月から義務化され、すでに建っている住宅については、さいたま市では、平成21年6月から義務化が適用となりました。

しかし、死者が発生した住宅火災では、住宅用火災警報器が設置されていないケースが散見されます。また、義務化から10年以上が経過し、電池切れ等による不動作も起こり始めています。



住宅用火災警報器



住宅用消火器

4 住宅用火災警報器とは



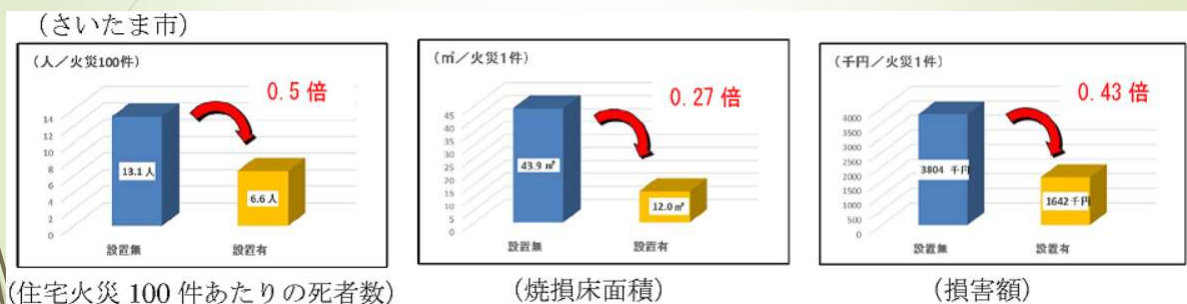
住宅用火災警報器は、住宅火災の逃げ遅れによる死者を防ぐため、すべての住宅に設置が義務付けられている火災の発生を早期に感知し、警報音や音声などで知らせる機器です。

火災による煙を感知する「煙式」と熱により感知する「熱式」があります。火災をより早く感知するため「**煙式**」を設置する必要があります。

設置する場所は「**寝室**」及び「**寝室がある階の階段（容易に避難できる階を除く）**」です。

5 住宅用火災警報器の効果

平成29年から令和2年までの4年間における住宅火災において設置効果を分析したところ、死者数と損害額は半減、焼損床面積は約7割減となりました。



6 介護支援専門員の皆様へのお願い

訪問した際に住宅用火災警報器設置の有無を口頭若しくは目視での確認をお願いします。

1 設置されていない場合

設置推奨していただく。

(1) 設置する意向があった場合

相手方の同意が得られれば管轄の消防署へ情報提供していただく。（氏名、住所、電話番号）

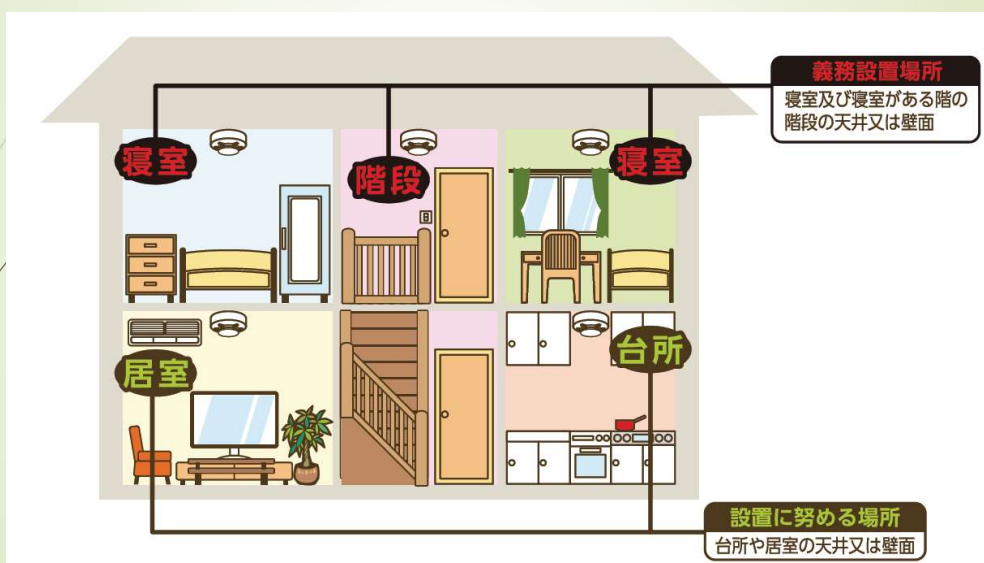
(2) 設置する意向がない場合

引き続き、訪問の機会に設置推奨をしていただく。

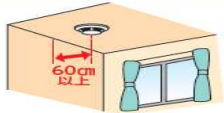
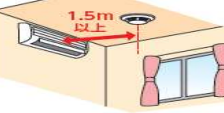
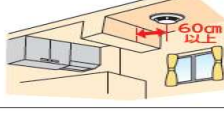
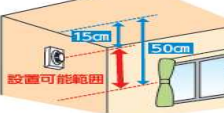
2 設置している場合

可能であれば点検をしていただき、不良又は設置から10年以上が経過している場合は交換推奨していただく。なお、交換にあたり不明な点があれば、管轄の消防署を案内又は問合せをしていただく。

設置が必要な場所



設置位置・方法

	取り付け位置	取り付け方法
天井の場合	 壁面の付近 火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。	①台座を取り付ける  ドライバー1本で可能！ ②火災警報器を取り付ける  カチッ
	 エアコンなどの吹き出し口付近 換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。	
	 梁などがある場所 火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。	
壁面の場合	 天井から15～50cm以内に火災警報器の中心がくるように取り付けます。	 フック1個で可能！ ※天井と同様の方法で壁にネジ止めすることもできます。

点検方法

日頃の点検、手入れ方法

月1回程度、定期的な点検を行いましょう。

点検方法

住宅用火災警報器のボタンを押す、又は引きひもを引いて作動確認をしてください。

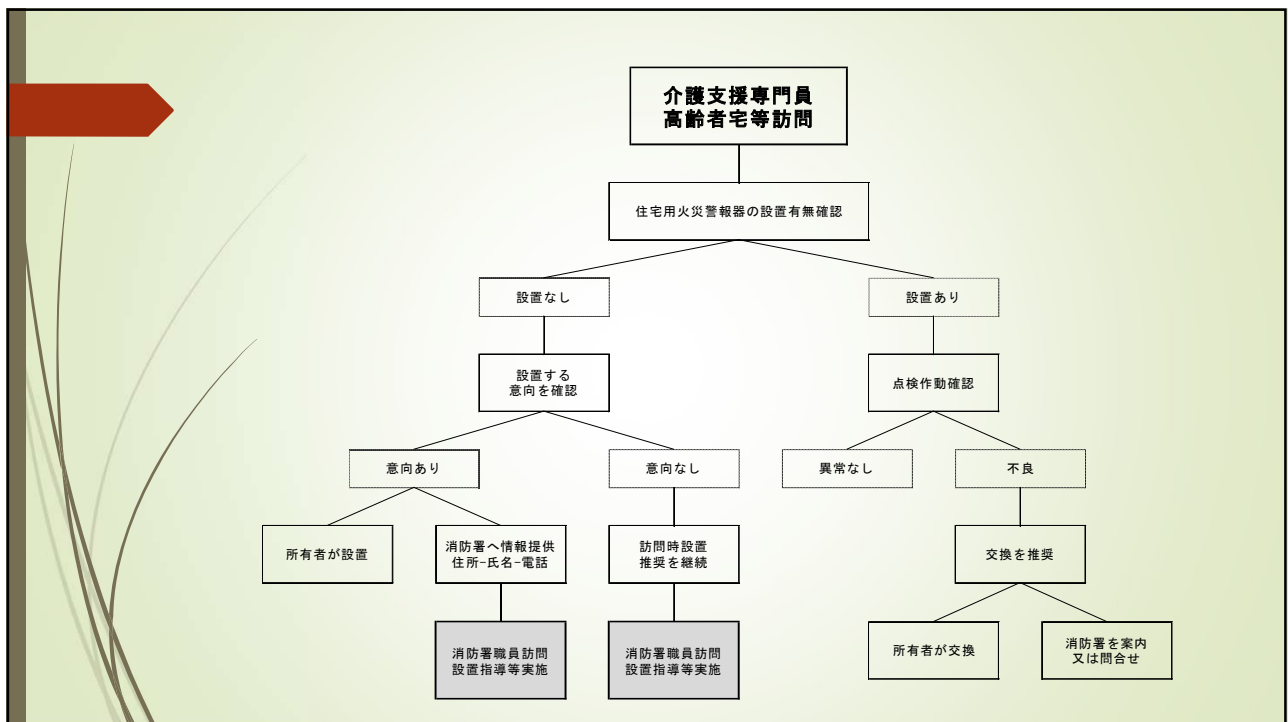
住宅用火災警報器本体にほこりなどがつくと、正確に作動しない場合がありますので、こまめに清掃してください。



音が鳴らない場合は？

「電池切れ」か「機器本体の故障」が考えられますので、取扱説明書やメーカーホームページをご覧ください。なお、機器交換の目安は、**10年**です。住宅用火災警報器は古くなると電子部品の老朽化などにより、正確に感知をしないことがありますので期限を過ぎる前に交換しましょう。

※(設置時期を調べるには…設置した時に警報器本体側面に記入した「設置年月」、もしくは警報器本体裏面の「製造年月」を目安にしてください。)



7 お問い合わせ先

予防部予防課	電話	048-833-7509
西 区 西消防署管理指導課	電話	048-623-1199
北 区 北消防署管理指導課	電話	048-654-3456
大宮区 大宮消防署管理指導課	電話	048-648-6505
見沼区 見沼消防署管理指導課	電話	048-681-0119
中央区 中央消防署管理指導課	電話	048-852-9119
桜 区 桜消防署管理指導課	電話	048-836-0119
浦和区 浦和消防署管理指導課	電話	048-833-1319
南 区 南消防署管理指導課	電話	048-861-0119
緑 区 緑消防署管理指導課	電話	048-873-0119
岩槻区 岩槻消防署管理指導課	電話	048-749-0119

火災予防へのご協力をお願いします。

今回の資料はさいたま市ホームページに保存してあります。

さいたま市 住宅用火災警報器

